

第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第 3 回宿泊・衛生専門委員会



第82回国民スポーツ大会・
第27回全国障害者スポーツ大会
マスコットキャラクター
長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和6年12月23日（月）13:30～15:00

オンライン会議

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 第 3 回宿泊・衛生専門委員会 次第

日 時：令和 6 年 12 月 23 日（月）13:30 ～ 15:00

場 所：オンライン会議

主会場：長野県スポーツ会館 2 階会議室
（長野市大字南長野字聖徳 545-1）

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

- (1) 宿泊・衛生専門委員会委員の変更について
- (2) 準備委員会における決定事項について
- (3) 第 1 回宿泊部会、医事・衛生部会及び食事部会の開催結果について

4 審議事項

- (1) 第 82 回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）について
- (2) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項（案）について
- (3) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策要項（案）について
- (4) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項（案）について

5 その他

- (1) 充足対策意向調査の結果について
- (2) 配宿方式の検討について
- (3) 配宿準備業務の実施について
- (4) 弁当調製施設調査の実施について

6 閉 会

宿泊・衛生専門委員会 委員名簿

(委員は順不同、敬称略)

職名	氏名	所属・役職等
委員長	中村 実彦	長野県旅館ホテル組合 会長 (長野県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長)
副委員長	溝口 圭一	一般社団法人長野県医師会 常務理事
委員	中島 邦雄	一般社団法人長野県観光機構 常務理事兼パブリック事業1部マネージャー
〃	臺 容之	一般社団法人日本旅行業協会関東支部長野県支部 支部長
〃	長崎 義一	一般社団法人長野県旅行業協会 代表理事
〃	大滝 祐吉	一般社団法人長野県歯科医師会 副会長
〃	内藤 隆文	一般社団法人長野県薬剤師会 副会長
〃	石井 絹子	公益社団法人長野県看護協会 専務理事
〃	伊藤 一紀	日本赤十字社長野県支部 事務局長
〃	加藤 光朗	長野県JSP0公認スポーツドクター協議会 会長
〃	西澤 尚	長野県消防長会 会長
〃	水野 尚子	公益社団法人長野県栄養士会 監事
〃	湯本 忠仁	一般社団法人長野県調理師会 会長
〃	町田 公一	一般社団法人長野県食品衛生協会 副会長
〃	加藤 浩康	長野県保健所長会 上田保健福祉事務所長
〃	赤津 英男	公益財団法人長野県スポーツ協会 総務課長
〃	月岡 俊明	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	棚田 益弘	長野県健康福祉部健康福祉政策課 課長
〃	久保田 敏広	長野県健康福祉部医療政策課 課長
〃	藤木 秀明	長野県健康福祉部障がい者支援課 課長
〃	福井 秀樹	長野県健康福祉部食品・生活衛生課 課長
〃	新井 隆司	長野県環境部資源循環推進課 課長
〃	小山 浩一	長野県観光スポーツ部観光誘客課 課長

計 23名

報 告 事 項

宿泊・衛生専門委員会委員の変更について

(委員は順不同、敬称略)

職名	新任者	旧任者	所属・役職等
委員	臺 容之	太田 洋介	一般社団法人日本旅行業協会関東支部長野支部 支部長
〃	西澤 尚	藤牧 泉	長野県消防長会 会長
〃	月岡 俊明	永原 龍一	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	棚田 益弘	大日方 隆	長野県健康福祉部健康福祉政策課 課長
〃	福井 秀樹	久保田 耕史	長野県健康福祉部食品・生活衛生課 課長
〃	新井 隆司	滝沢 朝行	長野県環境部資源循環推進課 課長
〃	小山 浩一	若林 憲彦	長野県観光スポーツ部観光誘客課 課長

準備委員会における決定事項について

会議・開催日	決定事項	所掌専門委員会					
		総務 企画	競技 運営	広報 県民	宿泊 衛生	輸送 交通	式典 会場
第 11 回常任委員会 令和 6 年 2 月 8 日 オンライン会議	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会各種方針等の 改正						
	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 会期（案）	○					
	第 82 回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町村第 9 次選 定	○					
	第 82 回国民スポーツ大会 正式競技種別の変更	○					
	第 82 回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町村第 2 次選 定	○					
	第 82 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 実施競技及び会場地市町村第 1 次選定		○				
	第 27 回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針		○				
	第 82 回国民スポーツ大会 記録業務基本方針		○				
	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画				○		
	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画					○	
	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 募金・企業協賛推進基本方針	○					

第 12 回常任委員会 令和 6 年 7 月 26 日 オンライン会議	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程の改正						
	第 82 回国民スポーツ大会開催予定施設の変更	○					
	第 27 回全国障害者スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針及び細目の改正	○					
	第 82 回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地市町村第 2 次選定		○				
第 8 回総会 令和 6 年 7 月 26 日 オンライン会議	令和 5 年度事業報告						
	令和 5 年度収支決算						
	令和 6 年度事業計画						
	令和 6 年度収支予算						
	令和 6 年度暫定収支予算（会長専決処分）						

第 1 回宿泊部会、医事・衛生部会及び食事部会の開催結果について

1 各部会開催結果

(1) 第 1 回宿泊部会

- ア 開催日時 令和 6 年 11 月 8 日（金）10 時～10 時 50 分
- イ 審議内容 第 82 回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）について
- ウ 審議結果 原案どおり承認

(2) 第 1 回医事・衛生部会

- ア 開催日時 令和 6 年 9 月 12 日（木）15 時 30 分～16 時 25 分
- イ 審議内容
 - ・第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
防疫対策要項（案）について
 - ・第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
食品衛生対策要項（案）について
 - ・第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
環境衛生対策要項（案）について
- ウ 審議結果 全て原案どおり承認

(3) 第 1 回食事部会

- ア 開催日時 令和 6 年 8 月 7 日（水）10 時～11 時
- イ 検討内容 信州やまなみ国スポ・全障スポ 食事の提供方針（案）について

2 その他

各部会詳細結果については、資料 8 ページから 12 ページを参照。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
宿泊・衛生専門委員会 第 1 回宿泊部会 開催結果について

1 日時

令和 6 年 11 月 8 日（金） 10:00 ～ 10:50

2 場所

オンライン会議

3 出席者

本人出席：5 名、代理出席：2 名 計 7 名（欠席者：1 名）

4 部会概要

〈報告事項〉

- (1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の概要について
- (2) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュールについて
- (3) 宿泊部会の概要について

事務局から一括して報告 → 質疑なし

〈審議事項〉

第 82 回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項（案）について

事務局から説明

（委員） 国民スポーツ大会の充足対策要項となっているが、全国障害者スポーツ大会については、宿泊対象者が少ないため、作成しないという認識でよいか。

（事務局） 国民スポーツ大会については式典の主催は県、競技の主催は市町村となっているが、全国障害者スポーツ大会については式典、競技含め全て県が主催となっている。

そのため、充足対策要項（案）については、国民スポーツ大会を対象としている。

全国障害者スポーツ大会については、3 万人弱の宿泊者数であるため、充足対策要項を定めなくとも、実際の配宿の中で調整ができると考えている。

→ 原案どおり承認

〈その他〉

- (1) 充足対策意向調査の結果について
- (2) 配宿方式の検討について
- (3) 配宿準備業務の実施について

事務局から一括して説明 → 質疑なし

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
宿泊・衛生専門委員会 第1回医事・衛生部会開催結果について

1 日時

令和6年9月12日（木） 15:30～16:25

2 場所

オンライン会議

3 出席者

本人出席：10名、代理出席：4名 計14名（欠席者：1名）

4 部会概要

〈報告事項〉

- (1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の概要について
- (2) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュールについて
- (3) 医事・衛生部会の概要について
事務局から一括して報告 → 質疑なし

〈審議事項〉

- (1) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項（案）について
事務局から説明

主な質疑内容

（委員） 衛生講習会は、一般市民を対象としているのか。

（事務局） 一般の方については、講習会という形はとらずにHP等で周知していく。主には、宿舍関係の皆様等を中心に、講習会ができればと考えているところ。

（委員） 防疫対策要項は、各国体でコロナの発生前からあったものか。コロナ禍により、各国体でつくられたものか。

（事務局） 要項では一般的な事項を定めており、コロナの発生前から、防疫対策要項、食品衛生対策要項、環境衛生対策要項を定めている。

→ 原案どおり承認

- (2) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策要項（案）について
事務局から説明

主な質疑内容

(委員) 対象とするのは、長野県全域の施設か。それとも、競技会場地市町村の施設のみが対象となるのか。

(事務局) 選手・監督等の配宿や弁当を、すべて自市町村内で調整できればよいが、市町村によって状況が異なるため、調整が難しい場合は、競技会場地以外の市町村に協力を依頼しなければならない。その場合、それらの施設も対象となるため、長野県全域が対象となるわけでも、競技会場地市町村のみが対象となるわけでもない。

(委員) ここ数年の間に、食中毒の事例、食品衛生上の問題等が発生した事例はあるか。

(事務局) 昨年の鹿児島国体、一昨年の栃木国体では食中毒事例は発生していない。

(部会長) 医療機関も含め、保健所や行政が密に連絡を取り合えるような体制づくりを確実に行っていかなければならないと思っている。

→ 原案どおり承認

- (3) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項(案)について
事務局から説明

主な質疑内容

(委員) 会場地市町村においてもそれぞれ準備委員会が立ち上がっているが、どういった対策をどのように行っていくか等、県と会場地市町村の関係性は。

(事務局) 県で定める対策要項等は、会場地市町村へも示していく。それに基づき、各会場地市町村が設置する準備委員会において衛生対策に取り組んでいてもらいたいと思っている。

→ 原案どおり承認

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
宿泊・衛生専門委員会 第 1 回食事部会 開催結果について

1 日時

令和 6 年 8 月 7 日（水） 10：00～11：00

2 場所

オンライン会議

3 出席者

本人出席：10 名、代理出席：1 名 計 11 名

4 部会概要

〈報告事項〉

- (1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の概要について
- (2) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュールについて
- (3) 食事部会の概要について
事務局から一括して報告 → 質疑なし

〈検討事項〉

食事の提供方針（案）について
事務局から説明後、意見交換

- (委員) 消化吸収の面も大事だが、信州の菌ごたえのあるものを積極的に使用し、長野県らしさを提供できるとよい。
- (部会長) 料理によって工夫して提供できたらよい。
- (委員) 食物アレルギーにどこまで対応できるのか。また、負け帰り対策や生ものの提供についてはどうなっているか。
- (事務局) 食物アレルギーについては、医療救護等の分野で今後検討していく。負け帰り対策は、近日話題になっている国スポ見直しの中で、今までと同じルールでよいのか議論されているところ。特に、滋賀県は負け帰り対策に取り組んでいる。こちらは宿泊部会で検討していく予定。
生ものの提供については、選手のコンディションを考慮し、提供を控えていただけるよう、食事の提供方針に記載している。
- (委員) 弁当は全員に同じメニューが提供されると思うが、宿泊施設の食事はそれぞれの施設が献立を考えるとということか。そのような弁当や宿泊施設の食事に対する方針ということか。

(事務局) お見込みのとおり、昼食弁当はこちらで献立を作成。宿泊施設の皆様には、それぞれの宿舎で提供する夕食及び朝食の献立を考えていただくことになる。「食事の提供方針」は、弁当を考慮するものではなく、宿泊施設の皆様に気を付けていただきたい点等をお示しするもの。「はじめに」の部分で、どの食事が対象となるか明記するようにしたい。

(委員) 負け帰り対策については、試合がない日や試合後にそのまま宿泊すれば、生もの等を提供できるのではないか。

(委員) ジビエの観点から、開催県らしさを提供できればと思う。品質も良く、栄養価も高いため、栄養面を気にされる選手の皆さんに向いている食材だと思う。しかし、食べるにあたり、情報が届いておらず、周知の面で足りていないところがあったり、食べるのに抵抗感があるかもしれない等、どのように提供するのかに課題があるとも感じている。

(委員) 安心安全の観点からとなるが、方針に特に意義はない。「食べる」をメインに作っていただければと思う。

<その他>

今後のスケジュールについて

事務局から説明 → 質疑なし

審議事項

第 82 回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊施設の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

2 実施方法

県及び会場地市町村は、関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿泊施設の充足対策を実施する。

3 実施項目

(1) 旅館等の客室提供の促進

県及び会場地市町村は、当該会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館等に対し、客室提供の促進について協力を依頼する。

また、学校、民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

(2) 広域配宿

会場地市町村は、会場地市町村内の旅館等のみでは参加者の宿舎が不足し、近隣市町村の旅館等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により実施する。

ア 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地市町村は、配宿の可否について、受入市町村及び県と協議するものとし、県は、広域配宿を希望する会場地市町村と受入市町村間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地市町村において県内の広域配宿を実施しても参加者の宿舎の確保が困難な場合は、県外広域配宿も考慮し、県と協議するものとする。

イ 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地市町村が行い、これに要する経費も負担する。

ウ 広域配宿の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分に配慮する。

(3) 公共施設等の転用

会場地市町村は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を参加者の宿舎として利用する場合は、以下により実施する。

ア 転用施設の選定基準

会場地市町村は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- (ア) 水道施設が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- (イ) 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場の入浴施設が利用できること。
- (ウ) 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- (エ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- (オ) 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- (カ) 原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- (キ) その他、宿泊に著しい支障がないこと。

イ 転用施設における配宿上の留意点

会場地市町村は、次の事項に留意して配宿を行う。

- (ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- (イ) 都道府県別チーム単位で1軒、若しくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。
- (ウ) 転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策及び安全対策に特に留意し、旅館等と同等の水準となるよう努める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、参加者の宿泊施設の充足対策に関して必要な事項は、県と会場地市町村が協議して定める。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における防疫対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施項目

- (1) 県・会場地市町村、関係機関・団体等は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の感染症予防のため、広報活動や衛生講習会等を通じた、防疫に関する知識の普及及び意識の啓発を実施するよう努める。
- (2) 県・会場地市町村、関係機関・団体等は、参加者等に感染症の患者又は感染症に罹っていると疑われる者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合、感染症のまん延防止のため必要な対応を行うものとする。

3 その他

- (1) 県及び会場地市町村は、参加者等に感染症患者等が発生した場合に備え、関係機関が連携して対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。
- (2) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 新型インフルエンザ等が発生した際の対策については、県及び会場地市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における食品衛生対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施項目

- (1) 県・会場地市町村、関係機関・団体等は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の食品に起因する衛生上の危害を防止するため、次の事項を実施するよう努める。
 - ・ 広報活動や衛生講習会等を通じた、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識の啓発
 - ・ 参加者等の利用が想定される食品取扱施設等の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図るために必要な助言・指導
- (2) 県・会場地市町村、関係機関・団体等は、参加者等に食中毒が発生した場合は、食中毒事故の拡大防止対策等、食品衛生法等に基づく必要な措置を講じる。

3 その他

- (1) 県及び会場地市町村は、参加者等に食中毒が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、両大会における環境衛生対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施項目

県・会場地市町村、関係機関・団体等は、開・閉会式等会場、競技・練習会場（以下「会場」という。）、宿舎等の衛生的環境の保持のため、以下の事項を実施するよう努める。

- (1) ごみの持ち帰りの呼びかけやポイ捨て防止の徹底など会場等の環境美化対策
- (2) リユース可能な資機材の活用や分別収集の徹底など廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進
- (3) 会場における受動喫煙防止対策
- (4) 衛生講習会等を通じた、宿舎の衛生に関する知識の普及及び意識の啓発
- (5) 宿舎の衛生確保のために必要な助言・指導

3 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地
市町村、関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」
という。）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）の次の業務を円滑に推
進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画
の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[全障スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

[国スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県と会場地市町村が連
携し、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

[全障スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県等への
宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県と
会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿舎に割り振るかのシミ
ュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[全障スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県
は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホ
テル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、県と会場地市町
村が連携し、会場地市町村内の旅館等の客室提供の促進、近隣市町村（原則として県内）の旅館
等の利用、公共施設等の転用等、必要な充足対策を行う。

また、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県、会場地市町村等による連絡会議を
設置する。

[全障スポ]

仮配宿計画において、会場地市内の旅館等のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域
配宿を行う等の必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を

作成する。

[全障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[全障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備する等、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊本部の設置

宿泊申込み、変更及び取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

[国スポ]

宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[全障スポ]

宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

4 食事の提供

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスが良く、信州の豊かな気候・風土に育まれた農畜水産物や多彩な食文化を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう食事に関する方針を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、方針の普及に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達を行う。

[全障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達を行う。

6 その他

(1) 国スポの県外開催競技については、上記に関わらず県が「1 配宿業務の実施」、「4 食事の提供」及び「5 弁当の調達」の業務を実施する。

(2) 上記のほか、宿泊、食事及び弁当業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき行うものとする。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防 疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

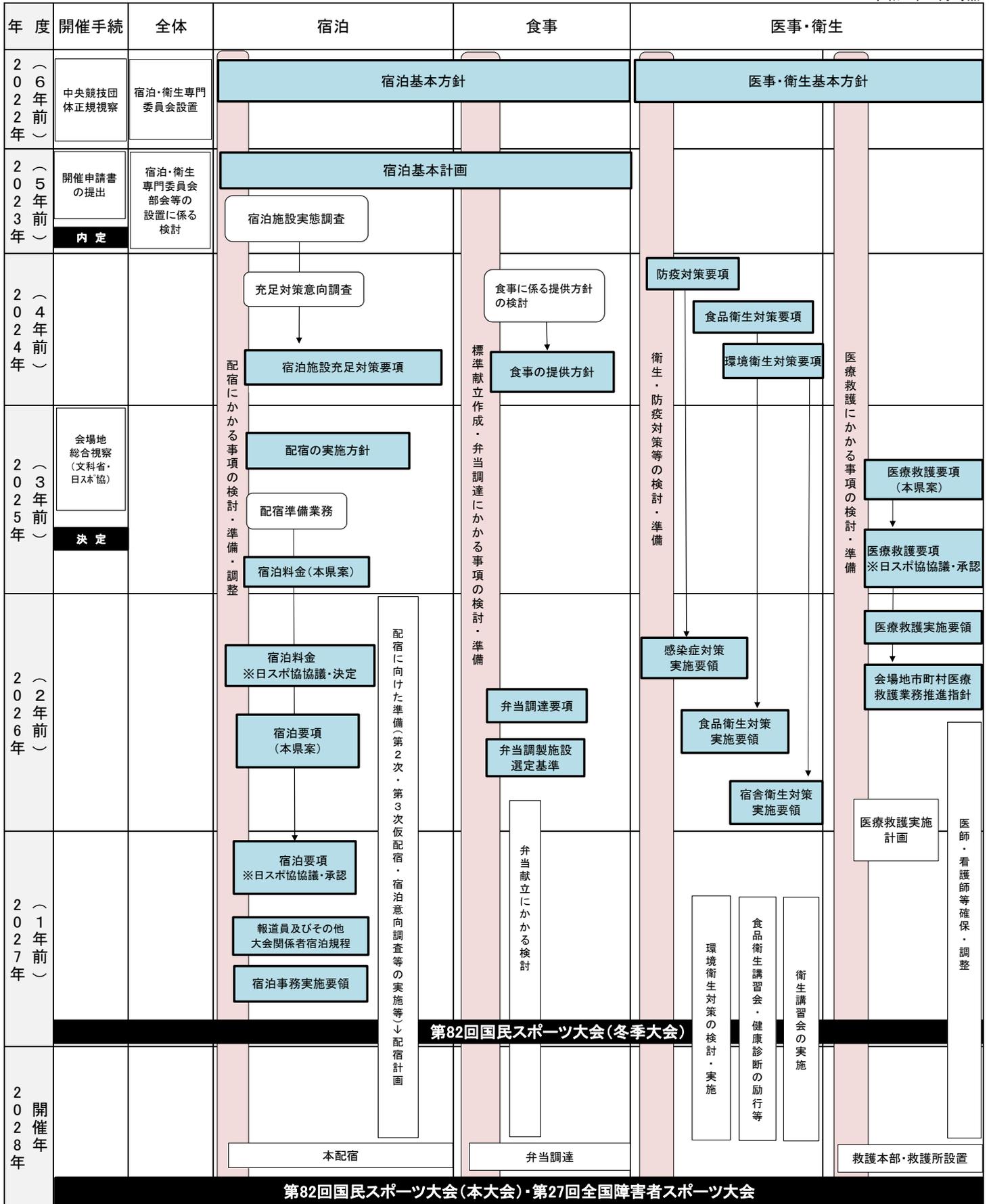
参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品取扱施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

宿泊・衛生専門委員会の主な審議事項等の今後のスケジュール

令和6年12月時点



第82回国民スポーツ大会(本大会)・第27回全国障害者スポーツ大会

※先惟県を参考に作成しているため、今後変更となる可能性があります。
 ※太枠で囲われている方針、計画等は、専門委員会で審議予定の事項です。
 (国スポの宿泊料金は日本スポーツ協会と協議のうえ、日本スポーツ協会が決定。)
 (国スポの宿泊要項、医療救護要項は日本スポーツ協会と協議し、承認を得る必要がある。)

そ の 他

充足対策意向調査の結果について

1 目的

第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における選手・監督、競技会役員等の配宿業務を円滑に行うため、競技会場地市町村ごとに現時点での宿泊施設の充足状況の把握及び充足対策の検討を行い、今後の配宿業務の基礎資料とする。

2 内容

県準備委員会において想定した競技別会期（※ 1）と先催県の宿泊実績とを勘案し算出した信州やまなみ国スポにおける宿泊想定人数と競技会場地市町村ごとの提供意向人数（※ 2）とを比較し、現時点での充足状況を確認の上、不足時の対応（※ 3）について会場地市町村としての方向性を検討する。

※ 1 本調査で使用した競技別会期は、本調査のために想定した会期であり、今後変更となる可能性がある。なお、競技別会期は令和 7 年度に決定予定。

※ 2 令和 5 年度に実施した宿泊施設実態調査において、提供意向をお示しいただいた人数。

※ 3 充足対策

- ・提供率アップ：競技会場地市町村における営業宿泊施設の掘り起こしを行うこと。
- ・広域配宿：近隣市町村の宿泊施設を利用すること。
- ・その他

3 調査期間

令和 6 年 6 月 18 日～令和 6 年 7 月 18 日

4 調査対象

国スポ（冬季大会含む）正式競技及び特別競技会場地市町村 29 市町村

5 調査結果

(1) 本大会

●充足状況

充足状況	市町村数	会場地市町村充足数人数計
充足	8 市町	△5,820 人
不足	20 市町	

●充足対策

充足対策	希望市町村数	第1希望	第2希望
提供率アップ	21市町(うち不足市町村数13)	15市町	6市町
広域配宿	20市町(うち不足市町村18)	13市町	7市町
その他	0市町	—	—

※充足対策は複数選択可能なため、会場地市町村数(28)とは一致しない。

※充足状況によらず、全会場地市町村が充足対策を検討。

●結果及び今後の課題

上記表のとおり、28市町中20市町において宿泊施設が不足する結果となった。現時点で充足している市町においても、秋の観光最盛期に開催される本大会の会期中に、国スポ宿泊料金での客室の提供、食事対応等、一般客受入とは異なる対応が必要になることから、国スポ受入条件を整理の上、客室提供依頼を行っていく必要がある。

また、不足している市町の多くが広域配宿を希望しているが、広域配宿受け入れ先の宿泊施設も不足している場合があり、今後全県的な調整が必要となる。

さらに、総合開・閉会式に参加される招待者等は、今回の配宿対象人数に換算していない(先催県においては、県実行委員会が配宿を担当しているため)ため、当該参加者の宿泊施設もプラスで確保していく必要がある。

(2) 冬季大会

●充足状況

充足状況	市町村数	会場地市町村充足数
充足	3市町村	△578人
不足	2市町村	

●充足対策

充足対策	希望市町村数	第1希望	第2希望
提供率アップ	3市町村(うち不足市町村数1)	3市町村	0市町村
広域配宿	3市町村(うち不足市町村2)	2市町村	1市町村
その他	0市町	—	—

※充足対策は複数選択可能なため、会場地市町村数(5)とは一致しない。

※充足状況によらず、全会場地市町村が充足対策を検討。

●結果及び今後の課題

本大会と比較すると競技数、会場地市町村数が少ないため、近隣市町村の宿泊施設

の利用を見込むことができるが、冬の観光シーズンであり、インバウンドの受入等で宿泊施設の確保が難しいことが懸念される。本大会と同様に今後県実行委員会と会場
地市町村実行委員会において宿泊施設の確保に向けた調整を行っていく必要がある。

配宿方式の検討について

第82回国民スポーツ大会の選手・監督等の配宿を円滑に実施するため、配宿の実施方式について選手・監督等の配宿責任を有する会場地市町村とともに検討を行う。

1 先催県における配宿実施方式

先催県では、国民スポーツ大会本大会（以下「本大会」という。）の配宿業務を「合同配宿方式」または「個別配宿方式」のいずれかの方式により実施している。詳細は下記のイメージ図のとおり。

(1) 合同配宿方式

県実行委員会と会場地市町村実行委員会が合同で設置する「合同配宿本部」が、県下全域の宿泊施設情報を一元管理し、配宿を一括して行う業務体制。

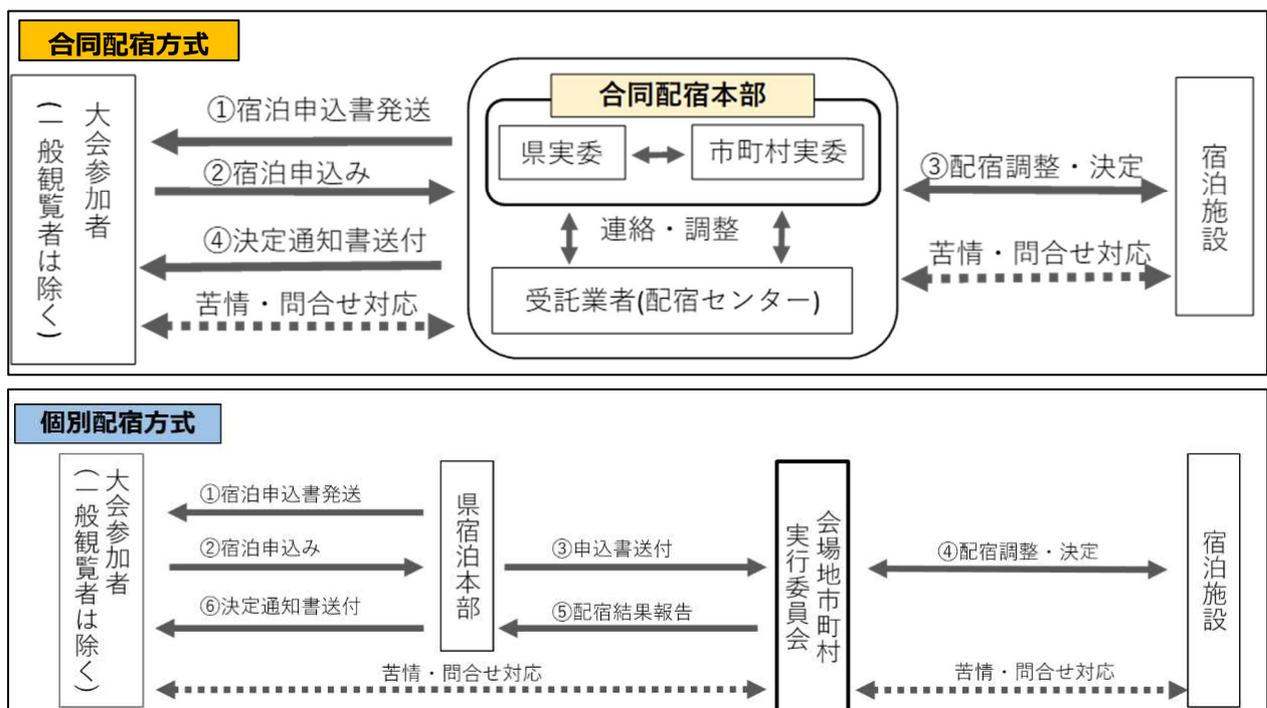
システムのデータ構築やデータ入力、管理、処理等を行うには、宿泊施設や配宿に関する専門的な知識やノウハウが必要であるため、業者へ業務委託を行い、配宿センターを設置する。

(2) 個別配宿方式

県実行委員会、会場地市町村実行委員会が役割分担をして、それぞれ担当する本大会参加者の配宿を個別に行う業務体制。

配宿人数が少ない市町村では手作業で配宿し、配宿人数の多い市町村では個々に業務委託を行い配宿する方式。

配宿方式イメージ図



2 配宿方式検討に係る今後のスケジュール（予定）

年度	業務内容	県準備委員会で作成する方針等
開催4年前 (2024年)	充足対策意向調査の実施、充足対策の検討	宿泊施設充足対策要項（案）
開催3年前 (2025年)	配宿方式の検討・決定 配宿準備業務委託	配宿の実施方針（案） 宿泊料金（本県案）
開催2年前 (2026年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> 配宿業務委託開始（本大会） </div> （第2次仮配宿、宿泊施設の客室確保、宿泊施設実態調査等）	宿泊料金決定（JSP0） ↓ 宿泊要項（本県案） ↓
開催1年前 (2027年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> 配宿業務委託開始（冬季大会） </div> （第3次仮配宿、宿泊施設の客室確保、宿泊施設別適用宿泊料金の決定等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 200px; margin-top: 10px;"> 冬季大会本配宿 </div>	・宿泊要項決定（JSP0） （※弁当料金決定） ・宿泊事務実施要領（案）
開催年 (2028年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> 本大会本配宿 </div> （最終仮配宿、宿泊施設の客室確保、宿舎説明会の実施、実績まとめ等）	

※本スケジュールは先催県を参考に作成したものであり、今後変更となる可能性がある。

配宿準備業務の実施について

1 目的

国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、宿泊料金は大会開催の2年前に（公財）日本スポーツ協会（以下、JSP0 という。）と協議し、JSP0 において決定されるため、宿泊料金帯の調査・分析等を行い、当該協議の基礎資料となる宿泊料金原案等を作成する。

また、国スポ・全障スポ参加者等の要望を可能な限り反映した配宿ができるよう、宿泊施設ごとの条件等を理解し、配宿業務を進める必要があるため、宿泊施設の情報を収集し、宿泊料金決定後、宿泊施設との本格的な調整を行っていくための基礎資料を作成する。

（参考）国スポ開催基準要項第 35 項抜粋

（6）宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。

2 実施時期（予定）

令和7年度（開催3年前）

3 実施方法

業務委託により実施予定

4 対象宿泊施設

旅館業法の営業許可を受けている施設のうち、県及び競技会場地市町村において選手・監督等の宿泊先として適すると判断した施設

5 業務内容（予定）

- (1) 宿泊施設調査業務（調査資料の作成、発送、回収、集計等）
- (2) 仮配宿計画の作成
- (3) 宿泊料金の分析
- (4) 第82回国民スポーツ大会における宿泊料金原案等の提案
- (5) 配宿等における課題解決のための対応策の提案
- (6) 必要に応じた会議支援
- (7) その他宿泊業務に係る提案

6 今後のスケジュール（予定）

年月		内容
開催4年前	～令和7年1月	業務実施準備
開催3年前	令和7年4月～令和8年3月	業務実施
開催2年前	令和8年6月	国スポ委員会で宿泊料金審議・決定

※業務の進捗状況によって、変更となる可能性がある。

弁当調製施設調査の実施について

1 概要

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・全障スポ」という。）に参加する選手・監督、ボランティア等に提供する昼食弁当を円滑かつ確実に調達するため、県内の弁当調製施設の概要や弁当調製能力等を調査する。

2 目的

- (1) 弁当調達の準備を進める上で必要となる県内の弁当調製施設の概要や弁当調製能力等を把握する。
- (2) 調査結果を基に、本県の弁当調達に係る課題を分析し、開催 1 年前から実施予定の弁当調製施設の募集・選定に資する。
- (3) 調査結果を会場地市町村に提供し、弁当調達業務の基礎資料としてもらう。
- (4) 「弁当調達要項」及び「弁当調製施設選定基準」の策定の基礎資料とする。
- (5) 県内の弁当調製施設に対し、令和 10 年に開催する国スポ・全障スポを周知する。

3 調査内容（予定）

- (1) 調査対象施設数
約 1,200 施設
- (2) 調査対象施設選定基準
長野県内の食品衛生法の営業許可を受けて営業している「飲食店営業」及び「そうざい製造業」の施設のうち、国スポ・全障スポにおける昼食弁当の調製に適さない施設（※1）を除く。
（※1 寿司、パン、ピザ等の専門店、高齢者向け宅配弁当調製施設、持ち帰り弁当専門等）
- (3) 調査項目

	項目	主な内容
1	施設概要	施設名、所在地、従業員数等の施設の基本情報、業務内容、弁当調製可能数
2	国スポ・全障スポへの提供	国スポ・全障スポへの協力の可否、総合開・閉会式会場及び競技会場への提供可能数、1日あたりの提供可能食数
3	配達・回収	保冷車による配達及び保冷車の所有状況、弁当容器等の回収、会場での待機
4	衛生管理体制	マニュアルに基づく対応、検食の保管、検便検査の実施、製造ラベルの貼付、大会期間中の食品賠償保険への加入
5	その他	県が指定する単価、献立及び弁当容器での弁当提供、弁当付属品（割り箸等）の提供

- (4) 調査実施時期
令和 7 年（開催 3 年前）

4 その他

当該調査の実施により、弁当調製施設の不足等が懸念される場合は、大規模調製が可能な弁当調製施設への個別訪問の実施等を検討する。